

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

令和4年12月21日付け滋畜第863号
最終改正 令和5年12月12日付け滋畜第795号
農政水産部長通知

(趣旨)

第1 知事は、粗飼料の価格高騰による畜産経営への影響を緩和するため、牛飼養者が輸入粗飼料を利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体、補助対象および補助率等)

第2 本事業の事業実施主体、補助対象となる経費および補助率等は、別表1および2のとおりとする。

(事業実施計画の申請)

第3 事業実施主体は、事業を実施するに当たって事業計画承認申請書（別記様式第1号）を提出し、知事の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず知事は、あらかじめ承認が必要でないと認めるものについては、事業計画承認申請書の提出を省略させ、補助金交付申請書をもって事業計画の承認をすることができる。

(交付申請)

第4 規則第3条に規定する補助金交付申請書の提出部数、提出期日および添付書類は次のとおりとする。

(1) 提出部数：1部

(2) 提出期日：別に定める日

(3) 添付書類：交付申請書（別記様式第3号）、事業計画書および収支予算書（別記様式第4号）

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業変更申請)

第5 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次の各号に掲げる変更を加えようとする時は、あらかじめ事業変更承認申請書(別記様式第5号)1部を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (3) 交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合、必要があると認める時は、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することができる。

(概算払請求)

第6 事業実施主体は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第6号)によるものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条に規定する補助事業実績報告書(別記様式第7号)の提出部数、提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出期日
事業完了後30日以内または事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (3) 添付書類
事業実績書および収支精算書(別記様式第4号)
その他、知事が必要と認める書類

2 第4の第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第8 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があった時は、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の整備保管)

第9 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備保管するものとする。なお、

その保存期間は、5年間とする。

(補助金の返還等)

第10 規則第17条に定めるもののほか、第4の第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第7の規定による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第11 補助事業者は、第3の規定に基づく事業実施計画の申請、第4の規定に基づく交付申請、第5の規定に基づく事業変更申請、第6の規定に基づく概算払請求、第7の規定に基づく実績報告、第10の規定に基づく消費税等仕入控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。

別表1（第2条関係）事業期間、事業実施主体および補助対象者

事業	事業期間	事業実施主体	補助対象者
1 粗飼料 価格高騰 対策支援	令和5年度の第1四半期か ら第3四半期までとする 第1四半期：4月～6月分 第2四半期：7月～9月分 第3四半期：10月～12月分	全国農業協同組合連合 会滋賀県本部、滋賀県 家畜商業協同組合	令和5年度中において 経営を継続している 者であり、生産コス ト削減や自給飼料 生産拡大などにつな がる取組を行う者
2 支援金 運営事務 費			

別表2（第2条関係）補助対象経費、補助率

事業	補助内容および補助対象頭数	補助率
1 粗飼料価格高 騰対策支援	粗飼料価格高騰による牛畜産経営の影 響を緩和するため、牛飼養者が輸入粗飼 料を利用するために要する経費の一部 を、飼養頭数に応じて補助する。 交付単価は、標準的給与量、粗飼料価格 の対象四半期と令和3年度から前年度 までの各同期の平均値との差額、輸入率 を乗じた数値の95%から、国の支援があ る畜種については事業期間分の金額を 差し引き、1/2以内とする。 補助対象頭数は、第1から第3四半期ご との期末時点における独立行政法人家 畜改良センターの牛個体識別情報デー タベースに登録されている飼養頭数と する。	定額 事業期間の交付単価に補助 対象頭数を乗じた額。
2 支援金運営事 務費	事業実施主体が、補助対象者へ補助金を 支払うために必要な経費の一部。	定額 交付対象者1件当たり660 円

※畜産技術振興センターおよび県立高校の飼養牛は、補助対象外とする。

(別記様式第1号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業 計画承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業を実施したいので、粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第3の規定により関係書類を添えて申請します。

添付資料：別記様式第2-1号

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第2-1号)

事業実施主体: _____

取組計画の詳細

交付金単価	第1四半期	第2四半期	第3四半期	
乳用牛(成牛)				円/頭
乳用牛(育成牛)				円/頭
肉用牛				円/頭

畜種	畜産経営体名	補助要件	牛個体識別情報データベース上の飼養頭数 (頭)			交付金額(円)		
			第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	第1四半期	第2四半期	第3四半期
(記入例) 乳用牛(成牛)	××畜産(株)	○	300	315	315	0	0	0
乳用牛(成牛)						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
小計			0	0	0	0	0	0
乳用牛(育成牛)						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
小計			0	0	0	0	0	0
肉用牛						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
小計			0	0	0	0	0	0
合計			0	0	0	0	0	0

事業実施主体:

【生産コスト削減や自給飼料生産拡大などにつなげる取組 (5項目以上選択(うち●を1項目以上含むこと))】

経営体名	●飼料の給与濃厚・割合の増	●飼料の生産濃厚・流通拡大	●飼料の配合・栄養の削減	●収穫面積の拡大	●飼料の単収濃厚・等組	●排水対策の徹底	●薬剤の徹底による農防	●消毒の徹底による農防	●スロウの削減による農防	●スロウの削減による農防	●畜産の疾病・事故率の低減	●暑熱・寒冷対策の向上	●飼料削減による生産性の向上	●副産物の収入(産)の増加	●たばこ生産性の向上	●分娩間隔の短縮	●エサの活用・ロボット	●自動給餌機	●付用材料(●飼料)の削減	●分割給餌	●デリキングの活用	●のりほりからの餌	●飼料の防霉	●減量の確認	●要領の削減	●養豚の削減	●マイドリーやエンジンによる燃費	●作業削減による労働時間

注1 国産高栄養素飼料とは、青刈りとうもろこし、アルファルファ等をいう。
注2 副産物収入とは、堆肥販売、和牛受精卵の活用等をいう。

(別記様式第3号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和5年度粗飼料価格高騰対策緊急支援事業について、 _____ 円を交付されるよう、粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第4号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業
事業計画書(事業実績書) および収支予算書(収支精算書)

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業計画(事業実績)

(1) 事業の内容

別記様式第2-1号および第2-2号のとおり

(2) 経費の配分

[単位:円]

区分	補助事業に要する (要した)経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 粗飼料価格高騰対策支援金				
2 支援金運営事務費				
計				

4 事業の着手および完了予定年月日

着手年月日: 年 月 日

完了(予定)年月日: 年 月 日

5 収支予算書(収支精算書)

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
粗飼料価格高騰対策緊急 支援事業					
計					

注) 変更のある場合は前後の金額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第5号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業 変更承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった粗飼料価格高騰対策緊急支援事業の実施について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 事業の内容

別記様式第2-1号および第2-2号のとおり

(2) 経費の配分

[単位：円]

区 分	補助事業に 要する経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 粗飼料価格高 騰対策支援金				
2 支援金運営事 務費				
合 計				

4 事業の着手および完了予定年月日

着手年月日： 年 月 日

完了予定年月日： 年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
粗飼料価格高騰対策緊急支援事業					
計					

注1) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

注2) 変更前後の金額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第6号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 概算払請求書

番 年 月 号
日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった粗飼料価格高騰対策緊急支援事業について、粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第6の規定により、下記のとおり金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額③		残額 ①-(②+③)		事業完了予定 年月日
	金額	金額	〇月〇日まで 予定出来高	金額	〇月〇日まで 予定出来高	
円	円	円	%	円	%	

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第7号)

粗飼料価格高騰対策緊急支援事業 実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった粗飼料価格高騰対策緊急支援事業について、事業が完了したので、粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった粗飼料価格高騰対策緊急支援事業について、粗飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定通知額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円